


災害保険申請支援とは

弊社では、建物の破損状況を調査(写真撮り含む)し、破損箇所が見つかった際
 保険請求書類の作成まで無料でお手伝いし修繕工事まで、お客様の手を煩わせることなく
 一切の金銭的負担をかけずに行っています。

火災以外に 適用になる風災

※大雨などの水災は契約内容によります。


築約10年を超えると一見わからない
被災箇所が見つかることがあります。
当協会支援者の80%以上が無料の工事
(保険適用)でおこなっています。
右のような事例で保険が適用になることを
ほとんどの方がしりません。



台風による被害



雪による被害



台風による被害



暴風による被害



ひょうによる被害



落雷による被害

ご存じでしたか？火災保険は火災以外に
数年前に痛んだ屋根等の「自然災害」にも適用されます。

皆様が所有する建物（戸建住宅・車庫・工場・倉庫・事務所等）も
 「自然災害」による損害を受ける（被災する）と
災害保険金を受け取る権利がございます。

- 火災保険は何度でも申請でき、保険料の値上げも一切ありません。
- 申請から保険金入金までの期間は通常3週間です。
申請が早いほど、スムーズに支払われます。
- すでに工事が終了している箇所でも、適用になる場合がございます。

しかし、残念ながら多くの方がこのことを知らず、

- 「損害を明確に示せない」
- 「保険申請の方法が分からず、実費で修繕している」
- 「破損箇所をそのまま放置してしまっている」というのが現状のようです。

当社では調査から施工まで全国ネットワークで対応いたします！


もちろん調査や見積り費用は一切かかりません。
 修繕施工も**保険金で100%まかなえます**のでご安心ください。
 申請後、保険金の入金後に信頼のおける地元の指定施工店が責任施工いたします。

支援システムの紹介

災害保険申請支援のシステムの紹介

第1ステップ


調査申込み



保険適用の有無に関わらず
全て無料です

第2ステップ


物件調査



専門家による建物調査
(写真撮影)

第3ステップ


保険請求



申請のサポートいたします

第4ステップ


保険会社の査定



保険会社により
査定基準が異なります

第5ステップ


保険適用及び金額決定



保険会社より工事代金実行

第6ステップ

当協会へ全額振込




修繕工事
協会加盟の優良工務会社が施工

被災の種類	住宅総合保険	住宅火災保険
火災	○	○
落雷	○	○
ガス爆発・破裂	○	○
風災・雹災・雪災	○	○
水災害	○	×
自動車の飛び込み等による飛来 落下・衝突	○	×
給排水設備の事故等による水漏れ	○	×
騒じょう等による暴行・破壊	○	×
盗難	○	×

(参考/日本損害保険協会 火災保険)

- 自然災害による「被災」の場合でも火災保険を適用することができます。
- 築年数が長くなると、このような被災が多くなります。
- 専門家が調査すると非常に高い確率で見つかっています。



？？？

■心配いりません………
保険を熟知した専門スタッフが無料で調査いたします。

必要な条件

この手続きに必要な条件と書類

■当協会は、一人でも多くの消費者の皆様には保険請求の仕組みを理解して頂き、万が一災害を受けた際に適切に保険請求できることを支援の目的としています。

必要な条件


- ①火災保険に加入していて、保険料を滞納していないこと
- ②住宅ローンを滞納していないこと
- ③損害額が20万円以上であること(当協会の調査結果の上)
- ④保険会社へ未報告であること
※金属製の屋根の場合、錆などの自然劣化と見られますので調査の対象外となることがあります
お気軽に当協会の係員にお問い合わせください

必要な書類

- ①保険金請求書(保険会社より用意されます)
- ②保険証券(お客様にて、ご用意いただきます)
- ③損害状況調査書(当協会にて作成いたします)
- ④損害見積書(当協会にて作成いたします)
- ⑤損害状況写真(当協会指定の専門家の調査の際、撮影いたします)
- ⑥証拠書類、その他の書類(当協会にて作成いたします)

依頼契約の内容

- ①契約範囲:本契約は建物調査～保険請求～工事完了までとなります
- ②工事見積書完成時に工事発注契約書も同時に作成させていただきます
- ③保険会社より保険金が支払われた際、同時に当協会に工事代金として指定の口座にお振込み頂き、入金確認と同時に工事の打ち合わせに入らせて頂きます。
- ④万が一、保険が適用にならなかった場合は、当協会が調査会社へ調査費用を支払いますから、お客様の負担はありません



当協会に加盟している調査会社や工務会社など、建設業界に仕事を提供し、消費者の皆様や・建設業者、共に繁栄することを願っております。
 何卒、ご理解頂けますようお願い申し上げます。